

平成26年度 いじめ防止啓発月間（12月）の取組について

【柏市児童虐待及びいじめ防止条例】

（いじめの防止に係る情報提供及び啓発）

第22条 教育委員会は、子供が、互いに尊重し合い、いじめの防止に向けて主体的に行動することができるよう、子供及び保護者に対し、いじめに係る相談の方法その他必要な情報の提供をするとともに、いじめの防止に係る啓発を実施するものとする。

2 子供をいじめから守り、いじめの防止への取組を推進するため、毎年12月をいじめ防止啓発月間とする。

3 教育委員会は、前項のいじめ防止啓発月間において、いじめ防止関係機関等と連携等をし、いじめの防止に係る市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を実施するものとする。

○第1項については、6月にいじめe-メール相談QRコード付きカードを配付、7月に児童・生徒及び保護者向けリーフレットを配付、9月から「やまびこ電話相談」をフリーダイヤル化し、ポスターを市内全学校の全学級に掲示した。

○第2項についての取組 今年度は以下の3つの取組を実施予定

*取組案①

柏市いじめ防止啓発月間『徳育ポスター展』
「柏こども夢サミット」参加小学校による作品展示
本庁舎・沼南庁舎への作品展示
主催 柏青年会議所

*取組案②

NHK「いじめをノックアウト～100万人の行動宣言」への参加

*取組案③

「柏市中学生によるネット・トラブル防止会議」（仮称）
柏市の児童生徒の代表、保護者、PTA、メディア関係者らで、ネット・トラブルの防止のためのルールづくりを行う。